

3 長薬発第 492 号
令和 3 年 8 月 12 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県環境部資源循環推進課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、情報提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 保険医療課 桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075 E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp
--



3資第 147 号

令和 3 年(2021 年) 8 月 5 日

(一社) 長野県医師会長
長野県歯科医師会長
(一社) 長野県薬剤師会長
(公社) 長野県看護協会 様
(一社) 長野県獣医師会長
(一社) 長野県臨床検査技師会長
(一社) 長野県助産師会長

長野県環境部資源循環推進課長

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、令和 3 年 4 月 8 日付け 3 資第 21 号で通知したところですが、今般、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等を踏まえ、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシを作成した旨、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から事務連絡がありました。

つきましては、必要に応じて貴会員に対して周知いただくとともに、現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるよう御配意願います。

長野県環境部資源循環推進課

課長：滝沢 朝行 担当：河野 博和

電 話：026-235-7164（直通）

FAX：026-235-7259

Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和3年7月29日

各都道府県・各政令市
一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより格別の御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところです。

今般、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等を踏まえ、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

ついては、貴管内廃棄物処理業者、医療関係機関等及び貴管内市町村に周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしくお願いいたします。

ワクチンの接種に伴い排出される 廃棄物の処理の留意点

新型コロナウイルスのワクチン接種会場から排出される注射針等は、
感染性廃棄物として適正に処理してください

その
1

注射針はプラスチック製の堅牢な容器に梱包！

- 使用済み注射針は、**耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包**してください。
- その他の感染性廃棄物（血液が付着したガーゼなど）は、丈夫なポリ袋、段ボール容器（内袋使用）又は耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包してください。（**注射針がポリ袋や段ボール容器に混入しないよう徹底**してください。）
- 感染性廃棄物が容器の外部に飛散・流出したり、ウイルスなどの感染性病原体が容器の外面に付着したりしないように、**ポリ袋の口をしっかりと縛る又は容器の蓋を確実に密閉する**ようにしてください。
- 感染性廃棄物以外の廃棄物は、感染性廃棄物が混入しないように留意**して、感染性廃棄物を表す表示（バイオハザードマークなど）のないポリ袋等に梱包して排出してください。



！ **ごみ収集時に、針刺し事故が起こるおそれがあります**

その
2

感染性廃棄物は保管場所である旨を掲示して、 仕切り等で他と区別！

- 感染性廃棄物の保管場所は、
 - **周囲に囲い**が設けられ、
 - **保管場所である旨等が掲示板**で掲げられ、
 - 他の物が混入するおそれのないよう**仕切り**を設けること等

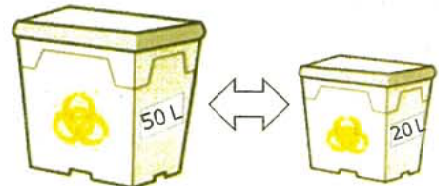
の措置が講じられていることが必要です。



その
3

廃棄物の量に応じ、適当な大きさの容器を選択！

- 注射針等を梱包するプラスチック製容器は、**発生する廃棄物の量に応じた適当な大きさ**のものを選択してください。
- 極力、廃棄物の量が少ない状態で容器の蓋を閉じないように留意してください。（一方、小さな容器に多量の廃棄物を詰め過ぎないようにしてください。）



！ **少量の廃棄物で容器をむやみに密封し、排出する容器の数を増やすと、処理がひっ迫するおそれがあります**

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



**注射針は
ここには捨てないでください！**



使用済み注射針は
耐貫通性のある
プラスチック製容器に
入れてください。



- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



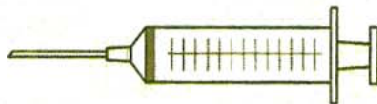
環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の分別について

排出される廃棄物の例



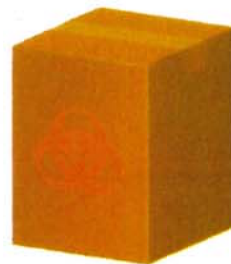
使用済み注射針



プラスチック製容器



ガーゼ等の血液付着物



段ボール容器
(内袋使用)



ポリ袋
(二重使用)

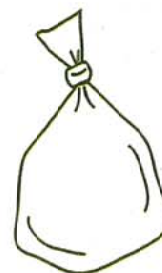


マスク

手袋

ガウン

バイアル



感染性廃棄物を表す表示
(バイオハザードマークなど)
のないポリ袋等

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の分別について

排出される廃棄物の例



使用済み注射針



マスク



ガーゼ



ガウン



バイアル



手袋

容器の種類



プラスチック製容器



段ボール容器
(内袋使用)



ポリ袋
(二重使用)

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)